

防衛庁訓令第8号

捕虜資格認定審査規則（平成17年内閣府令第11号）第18条の規定に基づき、捕虜資格認定審査細則を次のように定める。

平成17年2月25日

防衛庁長官 大野 功統

捕虜資格認定審査細則

改正 平成28年3月28日省訓第18号

（目的）

第1条 この訓令は、資格認定審査請求の手續に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（法第14条第1項又は第17条第4項に規定する書面の取扱い）

第2条 抑留資格認定官（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する抑留資格認定官をいう。以下同じ。）は、法第14条第1項又は第17条第4項の規定による資格認定審査請求があったときは、法第14条第1項又は第17条第4項に規定する書面の写しを資格認定審査請求人に交付し、併せて自ら保管するものとする。

（法第106条第1項に規定する書面の取扱い）

第3条 捕虜資格認定等審査会（以下「審査会」という。）は、法第106条第1項の規定による資格認定審査請求があったとき（同条第3項の規定により抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由した場合を除く。）は、同条第1項に規定する書面（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成16年政令第393号）第3条第4項の規定により作成した書面を含む。次条第1項及び第5条第1項において同じ。）の写しを資格認定審査請求人及び抑留資格認定官に送付し、併せて捕虜収容所長に資格認定審査請求があった旨を通知するものとする。

第4条 法第106条第3項の規定により抑留資格認定官を経由して資格認定審査請求があったときは、その経由した抑留資格認定官は、同条第1項に規定する書面の写しを資格認定審査請求人に交付し、併せて自ら保管するものとする。

2 抑留資格認定官は、前項の場合において、資格認定審査請求人について武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行細則（平成17年防衛庁訓令第6号）第25条の規定により作成する引渡書（乙）の特記事項欄に資格認定審査請求があった旨を記載するものとする。

第5条 法第106条第3項の規定により捕虜収容所長を経由して資格認定審査請求があったときは、その経由した捕虜収容所長は、同条第1項に規定する書面の写しを資格認定審査請求人に交付するものとする。

2 捕虜収容所長は、前項の場合において、抑留資格認定官に直ちに法第106条第1項の規定による資格認定審査請求があった旨を通知しなければならない。

（補正があった場合の措置）

第6条 審査会は、捕虜資格認定審査規則（以下「審査規則」という。）第1条第2項の規定により補正が行われたときは、抑留資格認定官及び捕虜収容所長にその旨を通知するものとする。

（審査規則第2条に規定する書面の記載事項）

第7条 審査規則第2条に規定する書面には、同条に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 法第109条第3項の規定により審理の期日への出頭に際し、審査会の許可を得て、通訳人その他の補佐人とともに出頭することができること、及び当該許可を申請する方法

(2) 法第110条の規定により通訳人の立会いを求めることができること、及び当該求めをする方法

(3) 法第111条ただし書の規定により審理の非公開の申立てをすることができること、及び当該申立ての方法

(4) 法第114条第2項各号に掲げる処分の申立てをすることができること、及び当該申立ての方法

（裁決書の写しの送付）

第8条 審査会は、法第120条第2項の規定による裁決の送達に際して、併せて裁決書の写しを捕虜収容所長及び抑留資格認定官に送付するものとする。

（審査規則第16条第2項に規定する書面の写しの送付）

第9条 審査会は、審査規則第16条第2項の規定による書面の送付に際して、併せて当該書面の写しを捕虜収容所長及び抑留資格認定官に送付するものとする。

(捕虜収容所長の処置)

第10条 捕虜収容所長は、法第121条第1項又は第122条第1項の規定により資格認定審査請求人を放免するときは、当該資格認定審査請求人に対し発付されている仮収容令書又は抑留令書の備考欄に放免の日時を記載し、当該資格認定審査請求人に確認させ、署名を求めるものとする。

(委任規定)

第11条 この訓令に定めるもののほか、資格認定審査請求の手續に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。